

処理できないごみ

(産業廃棄物、適正処理困難物など)

※市では処理できません

- ※処理方法
- ・購入店に処理を依頼する
 - ・専門処理業者に処理を依頼する
 - ・中津市クリーンプラザに問い合わせる

タイヤ ※運搬用一輪車のタイヤも含む。	バッテリー その他車部品含む	オイル	バイク その他バイク部品含む	ボウリングの球	消火器	ガスボンベ	ピアノ	注射器	つげもの石
ブロック・コンクリート・かわら・スレート・石膏ボード・土砂などの建築廃材等 波板、木材、塩ビ管など含む	木の根・太さ15cm以上の幹	太陽光・ソーラーパネル	農薬・劇薬などの薬物・塗料 未使用の練炭・木炭・炭等を除く	焼却灰	ドラム缶	大型動物の死体 例) 鹿、猪、など ※大型動物(概ね20kg以上)が対象			
漁具 船解体、網、うき、機材 など	農機具・ビニールハウス・あぜシート・苗箱	建具関係(建築構造物の一部とみなされるもの) ドア・板戸、ガラス窓・戸、アルミサッシ戸、ふすま障子戸、網戸、流し台、洗面台、風呂釜・浴槽、ポイラー、便器本体、煙突、とい、垣根、土壌 など	店舗・事業所から出る産業廃棄物 例) びん、缶、ペットボトル、プラスチック製品、金属類、ガラス・陶磁器類、など						
冷媒入りの機器 ・冷媒入りの機器は、処理困難物です。機器に記載している仕様を確認してください。 例) 冷水機、製氷機、除湿機、冷風機、空気清浄機などは、仕様を確認してください。	エンジン付き・オイル付の機器 ・エンジン付き、オイル付の機器は、処理困難物です。 例) 草刈機本体、チェーンソー、芝刈り機本体、オイルヒータ など	店舗・事業所から出るリサイクル可能な紙類 例) 雑誌、新聞、段ボール書類、パンフレット、ハガキ、など	事業所・造園業者から出る剪定枝木・竹・草類 例) 事業所内の刈り草業者による剪定枝木農家の畑から出る草など						

条件付きのごみ

枝・木の持込み

- ・木の根、ソテツ・シュロ・バナナなどの枝木は処理できません。
- ・太さ15cm以内、長さ1m以内にして持込みください。

竹類の持込み

- ・枝木と草類は、混ぜないでください。
- ・長さ1m以内にしてください。
- ・竹枝、笹が付いていても構いません。

草類の持込み

- ・枝木と竹は、混ぜないでください。
- ・土は落としてください。
- ・除草剤を使用していない刈り草に限ります。

畳の持込み

- ・最大10枚/日までの持込みが可能です。

仏壇の持込み

- ・仏壇は、解体して持込みください。

犬小屋、柵などの木片類の持込み

- ・最大45ℓ袋で2袋程度まで持込み可能です。
- ・釘類は、できる限り取り除いてください。

犬や猫などの小動物の死体処理

処理の仕方

- ① 飼い犬・飼い猫の死体処理手数料 直接中津市クリーンプラザに持込む 1体につき440円
- ② 民地内の野良犬・野良猫などの処理
民地敷地内は管理者の責により処理をお願いします。 収集業者(有料)を紹介します。
- ③ 道路上で死んでいる野良犬・野良猫などの場合は下記へお問い合わせください。

市道の場合	休日・夜間	●市役所建設土木課 (TEL 62-9025)
	平日・土曜の8:30~17:15	●中津市クリーンプラザ (TEL 24-5374) ●三光支所 (TEL 43-2050) ●本耶馬溪支所 (TEL 52-2211) ●耶馬溪支所 (TEL 54-3111) ●山国支所 (TEL 62-3111)

県道・国道の場合	●県土木事務所 (TEL 22-2110) ⇒ 県道(県が維持・管理する道路)
	●国土交通省中津維持出張所 (TEL 22-4855) ⇒ 国道10号が対象

不法投棄について

不法投棄は犯罪です!

不法投棄をなくすには「しない」「させない」「ゆるさない」「3ない」が大切です。不法投棄は、環境汚染を招くことから法律で厳しく禁止されており、犯罪行為です。これに違反すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方の刑が科せられます。さらに法人などに対しては3億円以下の罰金が科せられます。

私有地内への不法投棄

私有地にごみを不法投棄された場合、市がごみを撤去することはできません。不法投棄を行った者が当然撤去すべきものですが、行為者が特定できない場合、廃棄物処理法第5条の清潔の保持のとおり、土地の占有者や管理者自らが撤去しなければなりません。



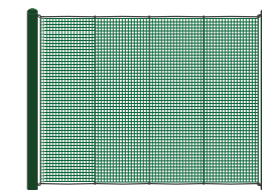
- 不法投棄されないために、自分の敷地は自分で守りましょう。適切な管理をお願いします。

定期的に見回りをする

こまめに草刈りをする

防護柵やネットを張る

立て看板を設置する



市有地内への不法投棄

中津市クリーンプラザでは、市内路上の集積所やその近辺への不法投棄が報告された場合、現場を確認し、行為者に回収を促すための警告シールを貼り、一定期間の警告を行います。ご理解・ご協力をお願いします。



不法投棄・ポイ捨て看板の申込みについて

中津市クリーンプラザでは、「不法投棄・ポイ捨て」看板を必要とする団体(自治会等)に提供しています。看板は、必要な団体(自治会等)からの申込みにより提供します。提供する条件としては、

- ・地区共有の土地・里道・墓地・池・公園などに設置すること。
- ・設置場所の地権者の了解が得られていること。
- ・団体(自治会等)からの申込みであること。
- ・設置後の看板管理者・責任者が明確であること。
- ・1団体に2枚まで提供することが可能

以上の内容を確認した上で、看板申込みをお願いします。詳細については、中津市クリーンプラザまでお問い合わせください。



※サイズ:60cm×45cm
※デザインは変更される場合があります。